

公益財団法人福岡アジア都市研究所賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡アジア都市研究所定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、公益財団法人福岡アジア都市研究所（以下「研究所」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 定款第41条第1項で定める賛助会員とは、この法人の趣旨に賛同し、研究所が賛助会員として加入を承認した者をいう。

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、賛助会費を納めなければならない。

2 前項で定める賛助会費の額は、法人1口年額10,000円、個人1口年額5,000円とする。ただし、個人のうち、大学生又は大学院生である賛助会員の賛助会費の額は、1口年額2,000円とする。

3 賛助会員は、毎年度1口以上の賛助会費を納入しなければならない。

4 賛助会費は、全納を原則とする。

5 既納の賛助会費は、返還しない。

6 特別の事由があるときは、賛助会費を減額又は免除することができる。

(賛助会費の用途)

第4条 第3条の賛助会費は毎事業年度における合計金額の50%以上を当該事業年度の公益目的的事业に使用する。

(入会)

第5条 賛助会員に加入を希望する者は、賛助会員入会申込書（様式第1号）により研究所に申込むものとする。

2 研究所は、前項の入会申込みを審査し、その結果をすみやかに通知するものとする。

3 新たに賛助会員となる者は、すみやかに1口以上の賛助会費を納入するものとする。

(退会)

第6条 賛助会員は、賛助会員退会届（様式第2号）を提出し、任意に退会することができる。

(資格喪失)

第7条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 死亡、解散、破産等によるとき

(2) 正当な理由なくして一年以上賛助会費を滞納したとき

(3) 研究所の目的にふさわしくない行為等により、理事会の議決により除名されたとき

(特 典)

第8条 賛助会員は、次の特典を受ける。

- (1) 研究所が主催する講演会、研究会等への参加
- (2) 研究所が発行する研究誌等の刊行物の配布
- (3) その他都市政策に関する情報の提供等

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 63 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡アジア都市研究所の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。